

SOLAS/CONF.5/32
Chapter V
Safety of Navigation 航行の安全

第 19 規則
航海装置および航海機器の搭載要件

- 1 既存の第 2.4.2. 項の 4. 項および 5. 項を次に置き換える。
- “4 旅客船およびタンカー以外の総トン数 300 トン以上 50,000 トン未満の船舶は、2004 年 7 月 1 日後の最初の安全設備検査¹または 2004 年 12 月 31 日のいずれか早い時期までに備える。”
- ¹ 最初の安全設備検査とは、2004 年 7 月 1 日後の最初に期限のくる、最初の年次検査、最初の定期的検査もしくは最初の更新検査をいい、さらに建造中の船舶にあっては初回検査をいう。
- 2 次のあらたな文が現第 2.4.7 項の後に加えられる。
- “AIS を搭載する船舶は、航行情報の保護を規定する国際的取り決めまたは規則がある場合を除き、常時 AIS の作動を維持すること。”

Chapter XI-1
Special Measures to Enhance Maritime Safety
海上の安全性を高めるための特別措置

第 3 規則
船舶識別番号

第 4 項および第 5 項は、本規則が適用される全ての船舶に適用する。30 June 2004 以前に建造された船舶は、2 July 2004 以降最初に計画される船舶の入渠時まで、以下第 4 項および第 5 項の要件に適合すること。

4. 船舶識別番号は、次の場所に恒久的に標示すること。
- .1 船舶の船尾上、最深の満載喫水線上船体中央の両舷側面上、または船楼の両側面、両舷側もしくは正面上のいずれかであって視認できる場所(旅客船にあっては空中から視認できる水平面上)
- .2 規則 II-2/3.20.4 に定義されている機関区域の前端又は後端のいずれかの一つの横置水密隔壁上、一つのハッチウエー上、タンカーにあってはポンプルーム内、規則 II-2/3.14 に規定されているローロー区域を持つ船にあってはローロー区域の前端又は後端のいずれかの一つの横置水密隔壁上のいずれかであって、容易に近接可能な場所。
- 5.1 恒久的標示は、船体の他の標示に対してははっきり見えること。また対照色で標示すること。
- 5.2 第 4.1 項の恒久的標示は、高さ 20cm 未満であってはならない。4.2 項の恒久的標示は、高さ 10cm 未満であってはならない。標示の幅はその高さに比例していること。
- 5.3 恒久的標示は、レタリング、切り欠き、センターパンチング、もしくは標示が容易に消えないことが確保されるその他の同等な標示方法により船舶識別番号を表示すること。
- 5.4 鋼材もしくは金属以外の材料で建造された船舶については、主管庁は船舶識別番号を標示する方法を承認すること。

第 5 規則
履歴記録

1. 第 I 章が適用する全ての船舶は、履歴記録を備えなければならない。
- 2.1 履歴記録は、これに記録される船舶の来歴情報を、船舶上に備え置くことを意図している。
- 2.2 30 June 2004 以前に建造された船舶の履歴記録には、少なくとも 1 July 2004 以降の船舶の履歴を含んでいなければならない。
- 3 履歴記録は、主管庁がそこに船籍を置く船舶に対して発行されなければならない、少なくとも次の情報を含んでいなければならない。

- .1 旗国とする国の名称、
 - .2 船舶が当該国に登録された日付、
 - .3 第3規則に従って付与された船舶識別番号、
 - .4 船名、
 - .5 船籍港、
 - .6 登録された船舶所有者の名称および登録された住所、
 - .7 適用可能な場合、登録された裸用船者の名称と登録された住所、
 - .8 第IX章第7規則に定義される会社の名称、およびその登録された住所、並びに安全管理を行う場所の住所、
 - .9 船舶が登録している全ての船級協会の名称、
 - .10 船舶を運航している会社にIX章第1規則で定義されているISMコードに規定されているDOC(仮DOCを含む)を発行した主管庁、締約政府もしくはROの名称、およびもしもDOCを発行した者がこれら以外にあっては、審査を実施した団体、
 - .11 船舶にIX章第1規則で定義されているISMコードに規定されているSMC(仮SMCを含む)を発行している主管庁、締約政府もしくはROの名称、およびもしもSMCを発行した者がこれら以外にあっては、審査を実施した団体、
 - .12 船舶にXI-2章第1規則に定義されているISPSコードA部に規定されている国際船舶保安証書(仮国際船舶保安証書を含む)を発給した主管庁、締約政府もしくは認定保安機関の名称、およびもしも国際船舶保安証書を発給した者がこれら以外にあっては、検証を実施した団体、そして
 - .13 船舶が船籍の登録を取りやめた日付。
- 4.1 第3.4項から第3.12項に示す記載事実の変更は、変更履歴とともに更新された最新の情報を提供すべく、履歴記録に記録しなければならない。
- 4.2 第4.1項に示す記載事実に関する変更がある場合、主管庁は履歴記録の改訂したものか最新版のものを、船籍登録する船舶に変更の日から3か月を超えない範囲で実行可能な限りすみやかに発行しなければならない。
- 4.3 第4.1項に関する記載に関する変更がある場合、主管庁は改訂及び最新版の履歴記録の事項に関し、変更を反映させるための履歴記録の改正のため、XI-1章に規定した会社もしくは船長のいずれかに対し、そのような変更を反映するため履歴記録を改訂することの権限を与え、それを実施することを要求しなければならない。その場合、会社は遅滞なく履歴記録が改訂された後、主管庁に報告しなければならない。
- 5.1 履歴記録は、英語、フランス語もしくはスペイン語でなければならない。さらに、履歴記録の公用語もしくは主管庁の言語への翻訳を備えてもよい。
- 5.2 履歴記録は、機関で制定した書式でなければならない。また機関により制定した指針に従って維持しなければならない。履歴記録への過去の記載は、訂正、削除もしくは如何なる方法によっても抹消もしくは毀損してはならない。
6. 船舶が他の国に船籍を移籍する場合、他の所有者に売船される場合、[他の裸用船者に移る場合]、もしくは他の会社が船舶の運航に責任を負う場合には、履歴記録は船舶上に残しておくてはならない。
7. 船舶が他の国に船籍を移籍する場合、船舶がその管轄下にあった期間の履歴記録の写しを、主管庁が移籍する国に送付できるように、会社は移籍する国の名称を主管庁に通知しなければならない。
8. 船舶が締約である政府の他の国に船籍を移籍する場合、船舶がこれまで船籍を置いていた締約政府は、移籍後出来る限り速やかに関連する船舶がその管轄下にあった期間の関連する履歴記録の写しを、その他の国が当該船舶に発行した過去の履歴記録の写しとともに主管庁に送付しなければならない。
9. 船舶が他の国に船籍を移籍する場合、主管庁は現存の履歴記録をこれから発行する履歴記録に、本規則で意図している継続的な履歴記録を提供するため、添付しなければならない。履歴記録は、船舶上に保管しておかなければならない。又如何なるときにも検査に際し提出できるようにしておかなければならない。

Chapter XI-2 Special Measures to Enhance Maritime Security 海上の保安を高めるための特別措置

第1規則 定義

- 1 この章の規定の適用上、別段の明文の規定がない限り、
- .1 “Bulk Carrier”とは、IX/1.6 規則に定義されるバルクキャリアをいう。
 - .2 “Chemical Tanker” とは、VII/8.2 規則に定義されるケミカルタンカーをいう。
 - .3 “Gas Carrier” とは、VII/11.2 規則に定義されるガスカリアをいう。
 - .4 “High Speed Craft” とは、X/1.2 規則に定義される高速船をいう。
 - .5 “Mobile offshore drilling units 移動式海底資源掘削ユニット”とは、IX/1 規則に定義される固定されない機械推進の移動式海底資源掘削ユニットをいう。
 - .6 “Oil Tanker” とは、II-1/2.12 規則に定義されるオイルタンカーをいう。
 - .7 “Company” とは、 IX/1 規則に定義される会社をいう。
 - .8 “ship/port interface 船舶と港のインターフェース”とは、船舶へのまたは船舶からの人間、物品の移動又は港湾サービスの提供を伴う活動により、直接的にそして直ちに船舶に影響する際に発生する相互作用をいう。
 - .9 “Port facility 港湾施設”とは、締約政府もしくは指定当局が定めた、船舶と港の間でインターフェース(相互作用)が起こる場所をいう。これには投錨地(anchorage)、停泊地(waiting berth)、及び海面口(approached from seaward)のような地域が含まれる。
 - .10 “Ship to ship activity 船舶間の行為”とは、港湾施設に関連なく、ある船舶から他船への物品もしくは人物の移動を伴う、あらゆる行為をいう。
 - .11 “Designated Authority 指定当局”とは、港湾施設の保安および船舶と港のインターフェースに関する本章の規定を、港湾施設の観点から実施することを確実にする責任を負うべき締約政府内で特定された機関もしくは行政機関をいう。
 - .12 “International Ship and Port facility Security (ISPS) Code 船舶と港湾施設の国際保安コード”とは、以下を条件として、2002年12月12日に SOLAS 74 締約政府会議の決議 2 により採択された、A 部(強制として取り扱われるべき規定)と B 部(勧告として取り扱われるべき規定)からなる、船舶と港湾施設の保安のための国際コードをいう
 - .1 本コードの A 部の改正は、第 I 章以外の付属書に適用する改正手続きに関連する現行の条約第 8 条に従い採択され、発効し、効力を得ること、そして
 - .2 本コードの B 部の改正が、海上安全委員会によりその規則と手順に従って採択されること
 - .13 “Security incident 保安事件”とは、移動式海底資源掘削ユニットおよび高速船を含む船舶の、もしくは港湾施設の、もしくはあらゆる船舶と港のインターフェースの、もしくはあらゆる船舶間の行動の、保安に脅威をもたらすすべての疑わしい行為又は状況をいう。
 - .14 “Security level 保安レベル”とは、保安事件が計画されているかもしくは発生するリスクの度合いの程度をいう。
 - .15 “Declaration of Security 保安宣言”とは、ある船舶と、その船舶がインターフェースを持つ港湾施設もしくは他の船舶との間で到達した、それぞれが実施する保安措置を明示した合意をいう。
 - .16 “Recognized Security Organization 認定保安団体”とは、保安に適切な専門性と、船舶と港の運用に関する適切な知識を有し、本章又は ISPS コード A 部で要求される評価、検査、又は承認、もしくはは証書発給業務を実施する権限を与えられた組織をいう。
- 2 “ship”という用語は、下記の第 3 規則から第 13 規則で用いられる場合には、移動式海底資源掘削ユニットおよび高速船を含める。
- 3 “all ships”という用語は、本章で用いられる場合には、本章が適用するあらゆる船舶を意味する。
- 4 “Contracting Government” という用語は、下記の第 3、4、7、10、11、12、および 13 規則で用いられる場合には、“Designated Authority”への言及を含む。

第2規則 適用

1. 本章は下記に適用する。
- .1 国際航海に従事する、
 - 1.1 高速旅客船を含む旅客船、
 - 1.2 総トン数 500 トン以上の高速船を含む貨物船、
 - 1.3 移動式海底資源掘削ユニット、そして

2 国際航海に従事する当該船舶に供する港湾施設

2 1.2 項の規定に係わらず、締約政府は、その領土内であって専ら国際航海に従事しない船舶が用いているが時折国際航海のため出入港する船舶に供する港湾施設に、本章および ISPS コード A 部の関連セクションの適用範囲を決定しなければならない。

2.1 締約政府は、ISPS コード A 部の規定に従って実施された港湾施設の保安評価結果に基づき第二項にかかる決定をしなければならない。

2.2 2 項に従い締約政府が下した如何なる決定は、本章もしくは ISPS コード A 部により達成されるべく計画した保安のレベルを損なってはならない。

3 本章は、軍艦、補助艦艇、もしくは締約政府により所有又は運航され、かつ政府の非商業活動のみに使用されている船舶には適用しない。

4 本章の、如何なる事項も国際法に基づく各国の権利および義務を害するものではない。

第3規則

保安に関連する締約政府の義務

1 主管庁は、保安レベルを設定しなければならず、船籍を登録している船舶に対し保安レベルに関する情報を提供することを確保しなければならない。保安レベルを変更した場合、保安レベルの情報は、その状況を反映するように最新化されなければならない。

2 締約政府は、保安レベルを設定しなければならず、領海内の港湾施設、および入港する前の船舶、もしくは領海内の港にいる船舶に対し保安レベルの情報に関する情報を提供しなければならない。保安レベルを変更した場合、保安レベルの情報は、その状況を反映するように最新化されなければならない。

第4規則

会社と船舶の要件

1 会社は、ISPS コード B 部に示す指針を考慮し、本章および ISPS コードの A 部の関連要件に適合しなければならない。

2 船舶は、ISPS コード B 部に示す指針を考慮し、本章および ISPS コード A 部の関連要件に適合しなければならない。そして、その適合性は ISPS コード A 部に規定しているように、検証し証明されなければならない。

3 入港する前もしくは締約政府の領海内の港にいる際、もしも主管庁が当該船舶に設定した保安レベルよりもその締約政府が設定した保安レベルの方が高い場合には、船舶はその締約政府が設定した保安レベルの要件に適合しなければならない。

4 船舶は、より高い保安レベルへの変更に対し、過度に遅滞なく対応しなければならない。

5 もしも船舶が本章もしくは ISPS コード A 部の要件に適合していない場合、もしくは主管庁もしくは他の締約政府により定められその船舶に適用する保安レベルの要件に適合出来ない場合、船舶と港のインターフェースを実施する前、入港前のいずれか早い時期に、適切な当局に通知しなければならない。

第5規則

会社の特別な責任

会社は、締約政府に正当に権限を与えられた職員が下記事項を立証できるような情報を、如何なる場合にも船長が船上で提供できるよう確実にしなければならない。

- 1 誰が、船舶の業務のあらゆる形態において、船上で雇用もしくは従事している乗組員もしくは他の者を指名する責任を負っているのか、
- 2 誰が、船舶の使用を決定する責任を負っているのか、そして
- 3 船舶が契約により雇い入れられている場合、誰がその契約の当事者であるのか、

第6規則**船舶保安警報装置**

1. 全ての船舶には船舶保安警報装置を下記に従って設置しなければならない。
 - .1 2004年7月1日後に建造される船舶、
 - .2 2004年7月1日前に建造された高速旅客船を含む旅客船にあっては、2004年7月1日後最初の無線設備の検査時まで、
 - .3 2004年7月1日前の建造された総トン数500トン以上のオイルタンカー、ケミカルタンカー、ガスカリヤ、バルクキャリア、高速貨物船にあっては、2004年7月1日後最初の無線設備の検査時まで、そして
 - .4 2004年7月1日前の建造された総トン数500トン以上のその他の貨物船および移動式海底資源掘削ユニットにあっては、2006年7月1日後の最初の無線設備の検査時まで。
2. 作動する際、船舶保安警報装置は、
 - .1 船舶および船舶の位置を識別し、更に船舶の保安が脅威にさらされているか、もしくは危険な状態にあるかを示すことができる船舶・陸上間の保安警報を、状況により会社を含め、主管庁により指定された該当機関に発信しなければならない、
 - .2 他の如何なる船舶にも船舶保安警報を送信してはならない、
 - .3 船舶上でアラームを発してはならない、そして
 - .4 解除されるかリセットされるまで、継続的に発信しなければならない。
3. 船舶保安警報装置は、
 - .1 船橋および少なくともその他の一つ以上の場所から作動できる能力を持っていること、そして
 - .2 機関により採択された性能基準を下回ってはならない。
- 4 船舶保安警報装置の発信場所は、船舶保安警報の不注意による発信を防止するように設計されなければならない。
- 5 本規則の全ての要件が適合していることを条件として、IV章の要件に適合して設置されている無線設備を用いることにより、船舶保安警報装置の要件に適合しているとしてもよい。
- 6 もしも主管庁が船舶保安警報の通知を受領した場合、主管庁は船舶がその時運航している近辺の国に直ちに通知しなければならない。
- 7 締約政府は自国に船籍を置いていない船舶から船舶保安警報の通知を受領した場合、締約政府は関連する主管庁に、そしてもしも適切であるならば、船舶がその時運航している近辺の国に、直ちに通知しなければならない。

第7規則**船舶への脅威**

- 1 締約政府は、その領海内を航行している船舶、もしくはその領海に入る意図を通知してきた船舶に対して、保安レベルを設定しなければならず、保安レベルの情報の提供を確保しなければならない。
- 2 締約政府は、これを通じて、船舶が助言又は状況についての保安関連事項を報告できる連絡先を提供すること。
- 3 攻撃のリスクが特定された場合、関連する締約政府は、関連する船舶およびその主管庁に、下記事項を助言しなければならない。
 - .1 現時点の保安レベル、
 - .2 ISPSコードA部の規定に従って、攻撃から自船を防護するため、船舶により実施しなければならないあらゆる保安措置、そして
 - .3 必要に応じ、沿岸国が実施することを決定した保安措置。

第8規則**船舶の安全及び保安に係る船長の裁量**

- 1 船長は、船長としての専門的判断において、船舶の安全と保安を維持する上で必要な決定を下すことに対して、会社、用船者もしくは他の如何なる者によっても強制されてはならない。これには、人(締約政府により正規に承認された者を除いて)もしくはその携行物へのアクセス、およびコンテナあるいは密閉貨物輸送ユニットを含んだ貨物の積載を拒否することを含んでいる。

2 船長としての専門的判断において、もしも船舶に適用する安全と保安の関する要件に矛盾が船舶の運航中に発生した場合、船長は船舶の安全を維持するために必要な要件を実施しなければならない。その場合、船長は暫定の保安措置を実施してもよいが、主管庁に、また必要に応じて船舶がいる港もしくは入港しようとしている締約政府に、ただちに通知しなければならない。本規則に従ったそのような暫定の保安措置は、可能な限り、必要とされる保安レベルに相当するものでなければならない。そのような状況が特定された場合、主管庁はそのような矛盾を解決し、再発の可能性を最小限にすることを確実にしなければならない。

第9規則 **監督及び適合措置**

1 港内における船舶の監督

1.1 本章の目的のため、本章が適用されるすべての船舶は、他の締約政府の港において、規則 I/19 の職務を実行する者と同じであるかもしれないその政府から正当に権限を与えられた職員による監督に服する。そのような監督は、ISPS コード A 部の規定に従って発給された有効な証書が船上にあることを検証するに限定されなければならない。船舶が本章もしくは ISPS コードの A 部の要件に適合していないと信じ得る明確な根拠がない限り、その証書の有効性は許容されなければならない。

1.2 明確な根拠がある場合、もしくは有効な証書を要求されて提示できない場合、締約政府により正当に権限を与えられた職員は、保安目的のためパラグラフ 1.3 に規定されているように、その船舶に関連する一つもしくは複数の監督措置を講じなければならない。講じられた措置は、ISPS コード B 部に示す指針を考慮し相応のものでなければならない。

1.3 そのような監督措置は、船舶の検査、船舶の遅延、船舶の拘束、港内における移動を含めた運航の制限、もしくは港からの退去である。そのような監督措置は、他の軽い行政処分もしくは是正措置を追加的もしくは代替的に含めてもよい。

2 他の締約政府の港に入港しようと意図している船舶

2.1 本章の目的のため、監督措置もしくは手順を課す必要を避けるため、締約政府は入港に先立ち本章に適合していることを確実にするため、入港しようと意図している船舶が締約政府により正当に権限を与えられた職員に対し下記の情報を提供することを要請してもよい。

- .1 船舶が有効な証書を所持していること、およびその発給当局、
- .2 船舶がその時点で運用している保安レベル、
- .3 パラグラフ 2.3 に規定している期間内に、船舶と港湾のインターフェースを実施した過去の港で実施した保安レベル、
- .4 パラグラフ 2.3 に規定している期間内に、船舶と港湾のインターフェースを実施した過去の港で、その船舶により採られた特別なもしくは追加の保安措置、
- .5 パラグラフ 2.3 に規定している期間内に、船舶と船舶の間で行った業務中に維持した適切な船舶保安手順、
- .6 ISPS コード B 部に示す指針を考慮し、他の実際的な保安関連情報(但し船舶保安計画書の詳細は除く)。

締約政府の要請があった場合、船舶又は会社は当該政府が受容することができる上記で要求される情報の確認資料を提供しなければならない。

2.2 本章が適用する、他の締約政府の港に入港しようと意図している船舶は、その締約政府により正当に権限を与えられた職員の要請に応じ、パラグラフ 2.1 に規定した情報を提供しなければならない。船長は、情報を提供しないことが入港拒否につながることを理解したうえで、そのような情報提供を拒否してもよい。

2.3 船舶は、過去 10 回分の港湾施設への寄港に関し、パラグラフ 2.1 に規定している情報の記録を保管していなければならない。

2.4 パラグラフ 2.1 で規定している情報の受領の後、船舶が入港しようと意図している当該港の締約政府により正当に権限を与えられた職員が、もしも船舶が本章もしくは ISPS コードの A 部の要件に適合していないと信じ得る明確な根拠をもっているならば、その職員はその不適合を是正するために、船舶と主管庁に、また船舶と主管庁の間で情報交換することを試みなければならない。もしその情報交換が是正に至らなかった場合、もしくは船舶が本章もしくは ISPS コードの A 部の要件に適合していないと、その職員が信じ得る明確な根拠をもっているならば、その職員はパラグラフ 2.5 に規定されているように、その船舶に関連する処置を行使してもよい。行使した如何なる処置も、ISPS コード B 部に示す指針を考慮し、バランスのとれたものでなければならない。

2.5 そのような処置は下記の通りである；

- .1 不適合是正のための要求、

- .2 船舶をその締約政府の領海内もしくは内水に定められた場所へ移動する要求、
- .3 船舶が入港しようと意図している港の締約政府の領海内にいる場合、その船舶の臨検、もしくは
- .4 入港拒否

いずれかの処置が行使されるに先立ち、船舶は締約政府によりその意図を通知されなければならない。この情報を得たのち船長は、その港に入港する意図を放棄してもよい。この場合、本規則は適用されない。

3 追加規定

3.1 下記の場合、

- .1 パラグラフ 1.3 で規定している、軽い行政処置、もしくは是正措置以外の監督措置を課した場合、もしくは
- .2 パラグラフ 2.5 で規定している処置が行使された場合、

締約政府により正当に権限を与えられた職員は、監督処置が課せられたこと、もしくは処置を行使したことを、その理由を付して、主管庁に書面で直ちに通知しなければならない。そのような監督措置が課せられた際もしくはステップがとられた際には、監督措置もしくは処分を課した締約政府は、当該船舶に証書を発給した認定保安団体および機関に通知しなければならない。

3.2 入港を拒否した場合もしくは船舶を港より退去させた場合には、寄港国の当局はその事実を、機関により制定される指針を考慮し、次に寄港する港の国の当局に、そして分かっているならば、他の適切な沿岸国に通知しなければならない。それらの通知の秘守性と保安は確保されなければならない。

3.3 パラグラフ 2.4 および 2.5 に従った入港拒否、およびパラグラフ 1.1 から 1.3 に従った港外退去は、当該船舶が人、船舶もしくは他の資産の、保安もしくは安全に直ちに脅威をもたらすという明確な根拠を、締約政府により正当に権限を与えられた職員が持った場合で、しかもそれらの脅威を排除するための適切な方法が他にない場合のみ行使されなければならない。

3.4 パラグラフ 1.3 に規定している監督措置およびパラグラフ 2.5 に規定している処置は、もしもあれば当該船舶もしくは主管庁により提案された行動を考慮し、本章に従ってその監督措置もしくはその処置をもたらした不適合が締約政府の満足するようには正されるまでの間のみ課されなければならない。

3.5 パラグラフ 1 に規定した監督もしくはパラグラフ 2 に規定した処置を行使した場合、

- .1 船舶が不当に拘留もしくは遅延されることを避けるため、あらゆる努力を講じなければならない。もしも船舶が不当に拘束もしくは遅延されたならば、蒙った損失もしくは損害の賠償を受ける権利が与えられなければならない、そして
- .2 緊急事態もしくは人道的理由と保安の目的のための、船舶への必要なアクセスを妨害してはならない。

第 10 規則

港湾施設の要件

1. 港湾施設は、ISPS コード B 部に示す指針を考慮し、本章および ISPS コード A 部の関連する要件に適合しなければならない。

2. その領土内に本規則が適用する港湾施設を有する締約政府は、下記を確実にしなければならない。

- .1 港湾施設保安評価が、ISPS コード A 部の規定に従って、実施され、検査され、承認されなければならない、そして
- .2 港湾施設保安計画が ISPS コード A 部の規定に従って、制定され、見直され、承認され、実施されなければならない。

3. 締約政府は、保安宣言が提出を要求される場合を含め、さまざまな保安レベルに関し港湾施設保安計画に記載することが要求される措置を、規定し通知しなければならない。

第 11 規則

代替保安協定

1 締約政府は、本章および ISPS コード A 部を実施する際には、それらの領海内に位置する港湾施設間での固定ルートでの短航海に関して、代替保安協定に関し他の締約政府と書面で二国間もしくは多国間協定を締結してもよい。

- 2 そのような協定は、その協定の対象とならない他の船舶もしくは港湾施設の保安レベルを損なってはならない。
- 3 そのような協定の対象とならないいかなる船舶も、その協定の対象とならないいかなる船舶と、いかなる船舶間行動も実施してはならない。
- 4 そのような協定は、得られた経験及び状況の変化、協定の対象となる船舶、港湾施設又は航路の保安に対し評価された脅威を考慮し、定期的に見直さなければならない。

第 12 規則 **同等保安措置**

- 1 締約政府は、自国に船籍をおく特定の船舶もしくは船舶群に対して、その保安措置が少なくとも本章もしくは ISPS コード A 部に規定されているものと同等の有効性をもっていることを条件として、本章もしくは ISPS コード A 部に規定されているものと同等な他の保安措置を実施することを許容してもよい。そのような保安措置を許容する締約政府は、機関にその内容を通知しなければならない。
- 2 本章および ISPS コード A 部を実施する場合、締約政府は、第 11 規則に従って締結した協定の対象とならない、領土内に位置する港湾施設もしくは港湾施設群が、その保安措置が少なくとも本章もしくは ISPS コード A 部に規定されているものと同等の有効性をもっていることを条件として、本章もしくは ISPS コード A 部に規定されているものと同等な他の保安措置を実施することを許容してもよい。そのような保安措置を許容する締約政府は、機関にその内容を通知しなければならない。

第 13 規則 **情報の通知**

1. 締約政府は、2004 年 7 月 1 日までに、機関に下記を通知し、会社と船舶の情報を利用可能とするため、明らかにしなければならない。
 - .1 船舶及び港湾施設の責任を有する締約政府の国家機関の名称及び連絡先の詳細、
 - .2 承認した港湾施設保安計画が対象となる領土内の位置、
 - .3 規則 6.2.1 に規定している船舶から陸上への保安警報に対し、常時受領し対応するために指定した者の名称と連絡先の詳細、
 - .4 規則 9.3.1 に規定している監督と適合措置を実施する締約政府からの通信に対し、常時受領し対応するために指定した者の名称と連絡先の詳細、そして
 - .5 規則 7.2 に規定しているような、船舶および船舶が関連する保安上の懸念事項を報告できる、また、助言や支援を常時提供できるよう指定した者の名称と連絡先の詳細、そしてその後変更が発生した場合、その詳細を更新しなければならない。機関は、他の締約政府に対しその国の職員への情報として、その内容を回章しなければならない。
- 2 締約政府は、2004 年 7 月 1 日までに、締約政府の代行として行動することを承認した認定保安団体の名称と連絡先等の詳細を、そのような団体に付与した特別な責任と権限の条件の詳細を併せて、機関に通知しなければならない。そのような情報は、その後変更が発生した場合、その詳細を更新しなければならない。機関は、他の締約政府に対しその国の職員への情報として、その内容を回章しなければならない。
- 3 締約政府は、2004 年 7 月 1 日までに、自国の領土内にある港湾施設に対し、承認した港湾施設保安計画を示すリストと承認に相当する日を、それぞれ承認した港湾施設保安計画の対象となる場所を併せて、機関に通知しなければならない。そしてその後下記事項に変更が発生した場合、その詳細を更新しなければならない
 - .1 承認した港湾施設保安計画の対象となる場所の変更が生じる場合、もしくは生じた場合。その場合、通知しなければならない情報には、計画の対象となる場所の変更、およびその変更が生じる、もしくは生じた日付を示していなければならない、
 - .2 機関に過去提出したリストに含まれていた承認した港湾施設保安計画が、消除するか、もしくは消除されたこと。その場合、通知しなければならない情報には、消除が効力を発生するかもしくは消除された日付を示していなければならない。これらの場合、実行可能な限り速やかに機関に通知されなければならない、そして
 - .3 承認した港湾施設保安計画のリストに追加が生じた場合。その場合には、通知しなければならない情報には、計画の対象となる場所と承認した日付を示していなければならない。
- 4 締約政府は、2004 年 7 月 1 日の後 5 年間隔で、前の 5 年の間にパラグラフ 3 に従って、機関に通知したすべての情報を破棄し改定して置き換えた、その領土内にある港湾施設の全ての承認した港湾施設保安計画、および承認した港湾施設保安計画の対象となる地域と承認の相当する日付(およびあらゆる改定を承認した日付)を示す最新のリストを機関に通知しなければならない。

5 締約政府は、第 11 規則に従って協定が締結されたことを、機関に通知しなければならない。通知すべき情報には次を含めなければならない。

- .1 協定を結んだ締約政府の名称、
- .2 協定の対象となる港湾施設と固定ルート、
- .3 協定の見直し頻度、
- .4 協定の効力発生日、そして
- .5 他の締約政府と協議した内容、

そしてその後、実行可能な限り速やかに、その協定が改定されたり終了した場合に、機関に通知しなければならない。

6 第 12 規則に従って、自国に船籍を登録している船舶に関し、もしくはその領土内に位置する港湾施設に関し、同等保安措置を容認したすべての締約政府は、その内容を機関に通知しなければならない。

7 機関は、パラグラフ 3 項に従って通知された情報を、要請に応じて他の締約政府に公開しなければならない。